

八街市水道事業クレジットカード取扱規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

八 街 市 長 北村新司

八街市水道事業管理規程第 1 号

八街市水道事業クレジットカード取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市水道事業会計規程（昭和42年水管規程第2号。以下「会計規程」という。）の特則として、水道事業における公金の支払にクレジットカードを利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クレジットカード 水道事業とクレジットカードサービスの利用に関する契約を締結したクレジットカード会社（以下「カード会社」という。）が発行する法人カードをいう。
- (2) コーポレートカード プラスチックのカード本体が発行されるものをいう。
- (3) パーチェシングカード カード番号のみが付与され、カード本体を発行しない非対面決済専用のもをいう。

(対象経費等)

第3条 クレジットカードを利用して支払うことができる経費、利用するカードの種別その他の事項は、市長が別に定める。

(カード管理責任者)

第4条 クレジットカードを適正に管理するため、カード管理責任者を置く。

- 2 カード管理責任者は、上下水道課長（会計規程第2条第2項に規定する企業出納員をいう。以下同じ。）をもって充てる。

- 3 カード管理責任者は、コーポレートカードを金庫等の施錠可能な場所で厳重に管理しなければならない。
- 4 カード管理責任者は、パーチェシングカードのカード情報（カード番号、有効期限及びセキュリティコードをいう。）の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

（権限の委任）

第5条 市長は、クレジットカードを利用する職員（以下「カード利用職員」という。）に対し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、第3条の規定により定められた経費の支払に係る契約の締結及び支出の原因となるべき契約その他の行為の権限を委任する。

- 2 上下水道課長は、カード利用職員に対し、クレジットカードにより購入した物品等の検査及び受領に関する権限を委任する。

（利用の手続）

第6条 上下水道課長は、その所属職員のうちからカード利用職員を指定するものとする。

- 2 カード利用職員は、クレジットカードを利用しようとするときは、あらかじめ上下水道課長に利用の都度申請し、承認を得なければならない。
- 3 カード利用職員は、コーポレートカードを利用したときは、速やかにカード管理責任者へ当該カードを返却するとともに、領収書、利用明細書等の証拠書類を提出しなければならない。

（定期支払）

第7条 第3条に規定する経費のうち、定例的又は継続的に発生する支払（以下「定期支払」という。）には、原則としてパーチェシングカードを利用するものとする。

- 2 定期支払にクレジットカードを利用しようとするときは、上下水道課長は、年度ごとに一括して利用の承認を行うことができる。
- 3 前項の規定により定期支払の承認を受けた経費については、前条第2項の規定にかかわらず、毎回の利用申請及び承認の手続を省略することができる。

(支出の手続の特例)

第 8 条 クレジットカードを利用して経費を支払う場合における支出の原因となるべき契約その他の行為の整理時期は、会計規程第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、カード会社から請求のあったときとする。

(紛失、盗難等の処理)

第 9 条 カード利用職員は、クレジットカードを紛失し、若しくは盗難に遭い、又はカード情報の漏えいを知ったときは、直ちにカード会社及び警察署へ届け出るとともに、カード管理責任者へ報告しなければならない。

(不正利用の禁止)

第 10 条 カード利用職員は、クレジットカードを私的な支払に利用し、又は他人に貸与してはならない。

(損害賠償)

第 11 条 カード管理責任者又はカード利用職員が、故意又は重大な過失によりこの規則の規定に違反したこと又は怠ったことにより、水道事業に損害を与えたときは、法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 8 の規定により、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、クレジットカードの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。